

許認可等の統一的把握結果 ＜ポイント＞

- 「許認可等の統一的把握」は、昭和 60 年の閣議決定に基づき、総務省が各府省の協力を得て実施
- 把握対象は、国の事務として行う許可、認可、届出等。法律、政令等の条項ごとの用語を 1 事項として把握
- 把握内容は、許認可等の事項、府省・局等名、根拠法令、用語、処分権者、対象者等
- 今回の調査（平成 19 年 3 月末現在で把握）は、中央省庁等再編後 4 回目の把握で、前回の調査（17 年 3 月末現在で把握）の後の 2 年間の増減を調査

< 1 許認可等の件数の状況 >

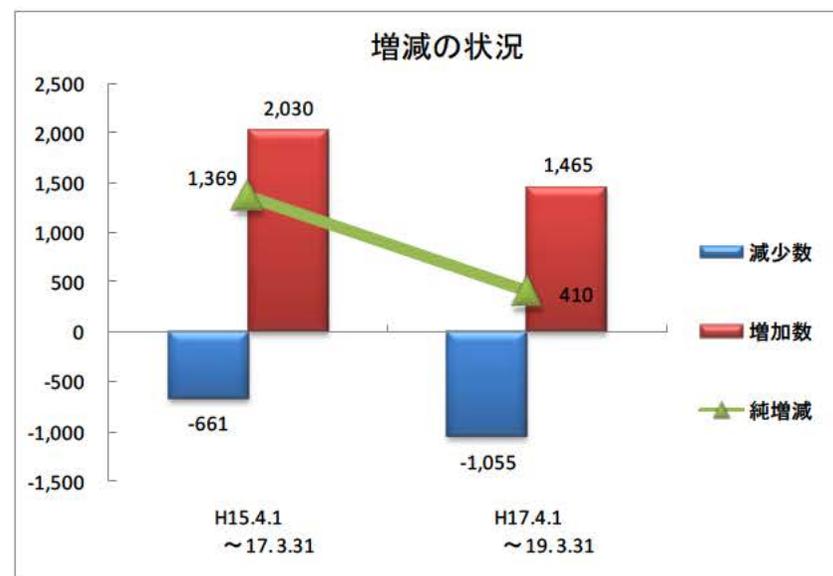
○ 許認可等の総数（平成19年3月31日現在）は12,786件。①新たな行政ニーズへの対応や②規制緩和等の改革の進展などに伴い、前回の12,376件（平成17年3月31日現在）から410件増加

(1) 前回の把握結果では1,369件(約12%)の総数の増加があったが、今回の把握結果では410件(約3%)の増加にとどまり、総数の増加は鈍化。

件数が増加した主な理由は、①新たな行政ニーズへの対応に伴う増加や、②規制緩和等の改革の進展に伴う増加。

12,786件の許認可等のうち、法律に規定されているものが9,299件(72.7%)で、許認可等の根拠は法律が中心。許認可等が規定されている法律数は482法律

把握時点	許認可等の総数
平成19年3月31日（今回）	12,786件
平成17年3月31日（前回）	12,376件
平成15年3月31日（前々回）	11,007件



根拠法令別の許認可等件数

(単位：件、%)

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成19年3月31日 現在（今回）	9,299 (72.7)	470 (3.7)	2,765 (21.6)	252 (2.0)	12,786 (100)

(2) 許認可等件数の変動の背景

① 新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定・改正による増加

国民の安全・安心の確保に関するものなど、社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定・改正による増加

【国民生活関係の例】

- 「**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律**」 ⇒ **新設18件**（厚生労働省）
生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設し、「二種病原体等の所持の許可」、「三種病原体等の所持の届出」等を新設
- 「**運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律**」 ⇒ **新設28件**（国土交通省）
運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出、並びに安全統括管理者又は運転管理者の選任及び届出を義務付け、鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法及び航空法において、「安全管理規程の届出」、「安全統括管理者又は運転管理者の選任又は解任の届出」等を新設

【環境関係の例】

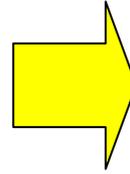
- 「**特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律**」の制定 ⇒ **新設45件**（経済産業省、国土交通省、環境省）
特殊自動車の使用による大気汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行い、エンジンの型式指定制度、車体の型式届出制度が創設され、「特定原動機の型式指定」、「特定特殊自動車の型式届出」等を新設（省令によるものを含む。）

【金融関係の例】

- 「**保険業法等の一部を改正する法律**」 ⇒ **新設40件**（金融庁）
金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う少額短期保険業者に対し、登録制の新たな規制の枠組みを創設し、「少額短期保険業者の登録」、「少額短期保険業の開始等の届出」等を新設

② 規制緩和等の改革の進展による増加

規制緩和等の改革が行われる場合、**制度が完全に廃止される**ときを除き、**許認可等件数が増加**することがある。



新たに許認可等を設けた上で参入規制を緩和、認可制とされたものの一部を事前届出制とするなどの規制緩和等の改革に伴い、**許認可等件数は、むしろ増加**

○ 銀行法等関係 ⇒ 新設 188 件、廃止 110 件（金融庁、厚生労働省、農林水産省）

- ・ 銀行等の代理店制度を見直し、100%子会社等規制を撤廃、兼業を承認制とした代理業制度を創設し、また、信金等の証券業務等の認可制を廃止等（銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法）

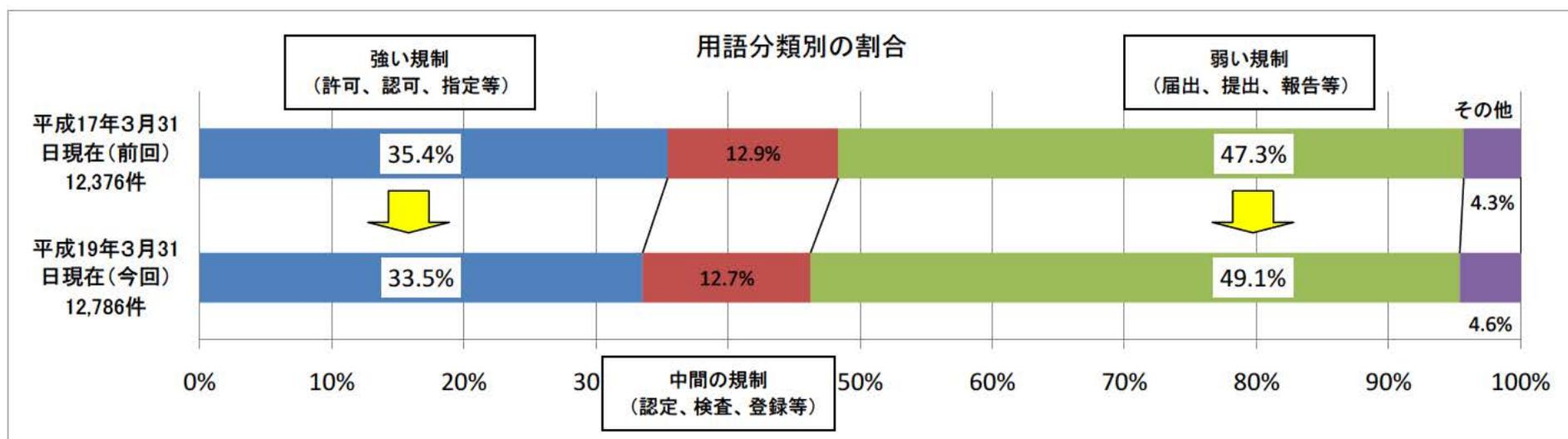
○ 道路運送法関係 ⇒ 新設 14 件、廃止 4 件（国土交通省）

- ・ 地域のニーズに応じた旅客輸送の確保等を図るため、コミュニティバス、乗合タクシー等の導入に当たり、地域の関係者の合意がある場合、柔軟な運賃設定が可能となるよう、運賃・料金の上限の認可制を事前届出制に緩和。また、市町村やNPO等の自家用自動車による有償旅客輸送を可能とする制度（登録制）を創設

< 2 許認可等の用語の分類別の状況 >

○ 用語の分類別の許認可等件数は、約5割が届出、報告等の弱い規制。前回に対し、許可、認可等の強い規制が1.9ポイント低下し、弱い規制が1.8ポイント上昇

許認可等の総数に占める用語の分類別の割合は、前回に対し、許可、認可等の強い規制が35.4%から33.5%に1.9ポイント低下（件数は98件の減少）し、届出、報告等の弱い規制が47.3%から49.1%に1.8ポイント上昇（件数は428件の増加）。許認可等全体で強い規制から弱い規制へ移行



○ 強い規制から、より弱い規制への移行等の例

港湾運送事業法関係 (国土交通省)	認可制から届出制への移行	特定港湾（特定港湾制度は廃止）以外の港湾における、 ① 港湾運送事業の運賃及び料金の設定又は変更： <u>「認可制」⇒「事前届出制」</u> ② 港湾運送事業の休止又は廃止： <u>「許可制」⇒「事前届出制」</u> ③ 港湾運送事業への参入：同じ強い規制のグループではあるが、需給調整を廃止し、 <u>「免許制」⇒「許可制」</u>
	許可制から届出制への移行	
	免許制から許可制への移行	

[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : よね 米 だ 田 のぶ 順 ひこ 彦 (内線 : 9066)

調査官 : よし 吉 とみ 富 あつし 淳 (内線 : 9070)

評価監視官付 : きた 北 はら 原 けんたろう 健太郎 (内線 : 2535)

電話 (直通) 03-5253-5440

(代表) 03-5253-5111

FAX 03-5253-5436

Eメールアドレス kans2035@soumu.go.jp